

保護者の皆様へ

日向市学校給食センター所長

令和7年度の学校給食費に関するお知らせ

平素より、本市の学校給食運営にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。本年度も、安全でおいしい学校給食を提供できるよう努めてまいります。

学校給食費のお支払いについては、口座振替または児童手当からの差引きをお願いいたします。すでに口座振替の手続きをされている方でも、児童手当からの差引きを希望される場合は、その方法を優先いたします。保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、学校給食センター(電話:55-0555)までお問い合わせください。

1 学校給食費の納付金額、納付方法(口座振替の場合)

単位(円)

期別	口座振替日(再振替日)	小学校 年額 46,200	中学校 年額 55,000
第1期(4月分)	5月26日(6月10日)	4,200	5,000
第2期(5月分)	6月25日(7月10日)	4,200	5,000
第3期(6月分)	7月25日(8月12日)	4,200	5,000
第4期(7月分)	8月25日(9月10日)	4,200	5,000
第5期(9月分)	9月25日(10月10日)	4,200	5,000
第6期(10月分)	10月27日(11月10日)	4,200	5,000
第7期(11月分)	11月25日(12月10日)	4,200	5,000
第8期(12月分)	12月25日(1月15日)	4,200	5,000
第9期(1月分)	1月26日(2月10日)	4,200	5,000
第10期(2月分)	2月25日(3月10日)	4,200	5,000
第11期(3月分)	3月25日(4月10日)	4,200	5,000

・口座振替(再振替を含む。)に係る手数料は、日向市が負担しますので保護者の皆様のご負担はありませんが、経費節減のため、再振替のないよう口座残高の確認にご協力をお願いします。

(児童手当からの差引きで納付する場合)

単位(円)

納付日(児童手当の支給日)	納付金額	
	小学校 年額 46,200	中学校 年額 55,000
6月10日	8,400(4月、5月分)	10,000(4月、5月分)
8月8日	8,400(6月、7月分)	10,000(6月、7月分)
10月10日	8,400(9月、10月分)	10,000(9月、10月分)
12月10日	8,400(11月、12月分)	10,000(11月、12月分)
2月10日	12,600(1月、2月、3月分)	15,000(1月、2月、3月分)

裏面あり

(中学3年生の学校給食費の無償化について)

令和6年10月から下半期の市内の中学校に通学する中学3年生の給食費を無償化しました。

将来に関わる重要な進路選択の時期を迎えることや、それに伴う準備にかかる保護者負担の軽減を図るため、令和7年度においては、中学3年生の学校給食費を通年で徴収しません。

(生活保護制度の支援を受ける場合)

生活保護制度により学校給食費の支援を受ける場合、福祉課から直接学校給食センターへ費用が振り込まれます。そのため、保護者の皆様による直接の納付は不要です。ただし、生活保護制度の支援を受けなくなった場合は、口座振替または児童手当からの差引きにより、学校給食費の納付が必要となります。

(就学援助制度の支援を受ける場合)

就学援助を受けている令和7年度の中学3年生については、給食費無償化の対象となりました。

中学2年生以下で就学援助制度の支援を受ける場合、学校教育課から直接学校給食センターへ費用が振り込まれます。そのため、保護者の皆様による直接の納付は不要です。ただし就学援助制度の支援を受けなくなった場合は、口座振替または児童手当からの差引きにより、学校給食費の納付が必要となります

令和6年度に就学援助を受けられた方、および令和7年度新小学1年生の入学準備金を受給された方は、令和7年度の就学援助認定時期(7月頃)まで学校給食費の納付が猶予されます。令和7年度に就学援助の申請をされない場合は、4月30日(水)までに学校給食センター(電話:55-0555)へご連絡ください。

(学校給食無償化給付金)

食物アレルギーや、長期欠席等の理由により、ひと月を通して給食の全部又は一部の提供を停止されている中学3年生や市外の学校に通学している中学3年生に対し、学校給食費相当分の支援(学校給食無償化給付金の交付)を実施します。給付金の交付を受けるためには、申請していただく必要があります。令和7年度の給付金の申請については、市ホームページでお知らせするとともに、対象者には通知する予定です。

(食物アレルギーにより牛乳やパンなどを食べることができない場合の学校給食費)

単位(円)

停止区分	納付金額(月額)		停止区分	納付金額(月額)	
	小学校	中学校		小学校	中学校
牛乳のみ	1,044	1,044	牛乳なし	3,156	3,956
パンのみ	382	431	牛乳・パンなし	2,774	3,525
米飯のみ	823	917	パンなし	3,818	4,569
副食のみ	1,951	2,608	米飯なし	3,377	4,083
			副食なし	2,249	2,392

2 学校給食の停止と学校給食費の調整

病気や事故その他の理由で連続して5日以上(土日祝日、学校行事等を除く)学校給食の提供を受けない場合、学校給食費は原則3月に減額調整されます。

午前9時までに各小中学校へ学校給食の停止を連絡された場合、翌日から学校給食の提供が停止され、翌日から連続して5日以上学校給食を受けない場合には、学校給食費が調整されます。午前9時までに学校への連絡がない場合、翌日の学校給食の停止はできませんので、あらかじめご了承ください。

対象となった場合は、「学校給食欠食届(様式第3号)」を速やかに学校へ提出してください。

日向市学校給食センター 住所 〒883-0033 日向市大字塩見3016番地3
電話 0982-55-0555 FAX 0982-55-0800 E-mail kyusyoku@hyugacity.jp